

1. 運行事業者からの廃止申出

令和 6 年 2 月 9 日、第 33 回佐倉市地域公共交通会議において東洋バス運行事業者から宮ノ台線（自社路線）の佐倉市内部分の廃止及びそれについての協議を佐倉市地域公共交通会議で実施してもらいたい旨申出があり、同日、会議として取扱いについての承諾を得ました。

2. 路線廃止の手続き

バス路線を廃止する場合、廃止の予定日の 6 月前までに、運輸局に届出しなければならない規定となっています。

届出を受けた国では、関係自治体及び利害関係人に対して、路線の廃止が利用者の利便性を阻害しないことについての意見を聴取のうえ、路線廃止の手続を行うこととなります。

また、廃止予定日の 6 月以降に届出するには、地域協議会での協議手続きが必要となっており、こうした道路運送法などの規定に基づき、今般の路線廃止に関する協議を本交通会議で行うものとなります。

3. 関係法令の規定

【道路運送法（抜粋）】

第 15 条の 2 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、路線（路線定期運行に係るものに限る。）の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、その 6 月前（旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあっては、その 30 日前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 国土交通大臣は、一般乗合旅客自動車運送事業者が前項の届出に係る事業計画の変更（同項の国土交通省令で定める場合における事業計画の変更を除く。）を行った場合における旅客の利便の確保に関し、国土交通省令で定めるところにより、関係地方公共団体及び利害関係人の意見を聴取するものとする。

上記の規定中、「国土交通省令で定める場合・・・」とは・・・

【道路運送法施行規則（抜粋）】

（一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更の特例）

第 15 条の 4 法第 15 条の 2 第 1 項の旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 当該路線において他の一般乗合旅客自動車運送事業者が一般乗合旅客自動車運送事業を現に経営し、又は経営するものと見込まれる場合
- (2) 当該路線の休止又は廃止について地域協議会、地域公共交通会議（市町村長が主宰するものにあつては、当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて運行しているものである場合に限る。）又は協議会（市町村が組織するものにあつては、当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて運行しているものである場合に限る。）において協議が調った場合
- (3) 前二号に掲げる場合のほか、旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めてあらかじめ公示する場合

4. これまでの経過

運行事業者からの宮ノ台線の廃止の申出以降、佐倉市として、運行事業者にヒアリングを実施するとともに、宮ノ台線の廃止に伴う当該地区の公共交通への影響についての検討を行い、以下のとおり整理を行いました。

- ・廃止は令和6年9月末を予定している。
運転手不足が危機的状況であり、それが廃止に至った理由。
- ・宮ノ台地区は、佐倉市コミュニティバス、他の民間事業者による路線バスが運行していることから、新たな交通空白地域の形成を招くものではない。
- ・宮ノ台線は、隣接する八千代市勝田台駅に接続する路線であり、当該駅は京成本線、東葉高速鉄道の駅であることから、利便性という点では、廃止の影響があるといえる。

以上の点を踏まえ、佐倉市として、宮ノ台線運行事業者である東洋バスと廃止以外の選択肢について、協議を重ねてまいりましたが、運転手不足という状況により路線維持が難しい状況であるという事から、存続は困難であるという回答をいただいております。